

王圻傳略述

はじめに

『三才圖會』は、天文地理から生活の雑器に至るまで、その名の通り豊富な圖を伝える書物としてよく知られている。さらに同書は、明代における圖を用いた書籍のうち最も大部で「圖譜の學」を代表するものとされる。^①だが、編者である王圻は地方官であつた略歴が紹介される程度で、如何なる生涯を送り事績を残したのか、これまでその具體的な傳記が述べられたことはない。このように王圻が注目されなかつたのは、その官歴のほとんどもを地方官として終えたことや、『三才圖會』をはじめとする王圻の代表的な著作が通俗的な理由で低く評價されてきたことなどが關係していよう。^②そこで本稿では、王圻の傳について知り得たことを記し、『三才圖會』著述

の背景を考える一助にしたいと思う。

王圻の生涯については、その詩文集『王侍御類稿』（以下『類稿』全十六卷^③）の卷五にある「家乘序」と王圻が父について記した卷十一「怡朴府君行狀」、卷十六にある王圻の「墓誌銘」（顧秉謙撰）、「行狀」（張恒撰）、「行實」（何爾復撰）があり、このうち「行實」の内容は最も詳細である。また明代では何三畏『雲間志略』卷十八や崇禎『松江府志』卷四十に、清代では『明史』卷二八六や王鴻緒等『明史稿』卷一六三の文苑傳、嘉慶『松江府志』卷五三、同治『上海縣志』卷十九、朱彝尊『靜居詩話』卷十三、光緒年間に著された陳田『明詩紀事』己籤卷十五等に抄傳が見える。^④各抄傳の内容の大部分は『類稿』の諸資料と重複するが、『類稿』に見えない事柄や『類稿』よりも客觀的な見解が示されているものがある。そこで以

原 田 信

下に述べる略傳は「行實」を軸とし、他の資料で補う場合や齟齬のある場合は注に付記する。

一 出身とその一族

王圻の祖先は嘉定の人でもとの姓は陳、州の財産の半分を擁するほどの富豪で「半州公」と稱された。明初、その一族は太祖の政策により雲南や貴州に移住させられた。しかし直接の祖である士衡は幼く、母の親族の王仲華に引き取られて上海に移住し、繼嗣の無かつた王氏を繼いで姓を改めた。後に高祖父璇（號は孟全）、曾祖父鈇（號は守忠）、祖父槐（號は石泉）、父熠（字は子韜、號は怡朴、一五一一〜一五九〇）と續き、家は次第に繁榮した。祖父や父は學問を學ぶも家業を守り、科擧に合格したのは王圻が最初である。父の熠は『詩經』を學び、壯年になってから郡の醫學正科で學んだという。⁶⁾

王氏について、「行實」には「石泉公家號素封」とあり、また「怡朴府君行狀」は王熠について嘉靖二十四年（一五四五）疫病の發生に際して私財を投じ民衆に藥を分け與えたこと、嘉靖二十九年（一五五〇）倭寇の襲撃に對し、自らの家財を略奪させて民衆に危害を加えさせなかつたこと、隆慶三年（一五六九）巡撫の海瑞（一五一四〜一五八七）が郷紳の大地

所有を改めた時、一部の民衆が關係のない郷紳まで訴え多くの郷紳が慘禍を被つたが、王熠だけは家産が少なくこれを免れたことを記している。⁷⁾最後の海瑞に關する事は王圻が任官して四年目の出來事であり、それ以前とは狀況が異なるだろうし、故人の事績を稱贊する「怡朴府君行狀」の性格からして多少の修飾が加えられていよう。ともかく以上の資料から窺われるのは、王氏が上海に移住してからも比較的富裕な家であり、王圻が進士に合格して間もない頃には郷紳と見なされていた、ということである。

王圻の母は馬氏（？〜一五七二）、妻は茶陵州同知陳元の娘陳氏（一五三二〜一六〇七）である。兩者の事跡は「怡朴府君行狀」や王圻の「墓誌銘」などに散見され、それぞれ王圻の功績により宜人に叙せられた。熠には五人の子がおり、このうち男子は王圻のみ、女子はいずれも王圻より先に没した。⁸⁾

王圻には三男二女がおり、王圻が没した萬曆四十三年（一六一五）頃、長男の思忠は南京鴻臚寺鳴贊、次男の思義は太學生で、三男の思孝は既に没していた。⁹⁾長女、次女はそれぞれ岳州府通判の聶聞詩、廣寧衛經歷の李傳芳に嫁いだが、いずれも既に没していた。

王圻の子のうち次男の王思義は『三才圖會』との關わりが

深い。彼は字を允明といい、『三才圖會』や『王侍御類稿』に校正者としてその名が見え、『三才圖會』に収録された圖の多くを蒐集したという^⑩。實際、天文や地理等十四ある『三才圖會』の項目のうち、最初の四項目が冒頭に「雲間元翰父王圻編集・男思義校正」と記すのに對し、後の十項目はすべて「雲間允明王思義續集」となっており、王思義が編纂に大きな役割を果たしたことがわかる。このように父の著述を助けるようになったのは、何度か郷試に落第したからとも、多病で早くに科擧を諦めたからだともいう^⑪。『四庫全書總目』には王思義の著作として『宋史纂要』二十卷、『香雪林集』二十六卷、『故事選要』十四卷が見える。特に梅に關する詩文を集録した『香雪林集』は、初めの二卷に圖を集録しており、『三才圖會』との關係が注目される。

王圻の三人の男子には男七人女十二人の子がいた。このうち萬曆四十三年（一六一五）王思義の長男昌會が舉人となり、この系統が榮えたようである。王昌會は字を嘉侯といい、崇禎『松江府志』の編纂に携わり、『詩話類編』や『全史詳要』を著した。彼は弟の昌紀とともに「王氏二龍」と稱された。昌會の子の灝は順治十七年（一六六〇）に副貢生となった。三人の略傳はいずれも嘉慶『松江府志』卷五十五に見える。

このほか「行實」等には曾孫の代までの人々が見え、男子、及び女子が嫁いだ人々は概ね生員や地方官である。また『類稿』の諸資料には姻戚や親しくした人物が見える。これらの人々については紙幅の都合上割愛する。そこで以下では筆者が關心のある『三才圖會』に關わる人物について述べておく。

『三才圖會』には周孔教（一五四八〜一六一三）、熊劍化、陳繼儒（一五五八〜一六三九）、顧秉謙（一五五〇〜？）の四人が全體の序を、各項目別では「人物圖序」を何爾復、「天文圖序」を李庭對、「地理圖序」を唐國士が撰している。このうち、王圻との深交が確認されるのは顧秉謙と何爾復である。

顧秉謙は崑山の人で萬曆二十三年（一五九五）の進士。その父である顧永慶が王圻に子息の教師として招かれたのが王氏との交流の端緒であり、思義とともに學んだという。顧秉謙は王圻の「墓誌銘」も記しており、王氏と深交があつたと思われる。『明史』卷三〇六閩黨傳によると顧は後に魏忠賢に取り入り吏部尙書、文淵閣大學士となつた。

何爾復は吳の人で王圻の「行實」を記している。「行實」によると彼は王圻の「表姪婿」であり、王圻の致仕後、常にその傍らにいたといい、王圻の著書『稗史類編』の校刊者の一人でもある。

二 生涯

では以下に王圻の生涯について述べよう。彼は字を元翰、號を洪洲といい、上海の人、嘉靖九年（一五三〇）正月二十一日に生まれた。もとの名は堰、字は公石であったが、督學使者に勧められて改名した。父は王圻を厳しく教育したといい、七歳で「戴氏禮」を學び、十歳で同郡の盛如川を師とした。この他、姚なる人物にも教えを受けたという。また時期は不明ながら、詩文を侯堯封に教わった。十四歳で生員となり、十六歳で廩生となった。この頃、郡の同知に經師として招かれ、十九歳で陳氏と結婚した。

生員となつてからおよそ二十年後の嘉靖四十三年（一五六四）、督學使者にその文を稱贊され、この年の禮經科を受験して郷試に合格した。この翌年には進士に合格している。進士合格の翌年の嘉靖四十五年（一五六六）、王圻は清江知縣に任ぜられた。知縣になつてまもなく行われた「度田」を正確に行い、隣縣との境界にある田地の歸屬問題を解決している。

清江知縣としての期間は短く、間もなく萬安知縣に轉じた。ここでは、殺人案や窃盜案を解決し、「東門之會」を禁じて風

王圻傳略述（原田）

紀を正したことで、元工部尙書で萬安に致仕していた朱衡（一五二〇〜一五八四）に「循良第二」と稱贊された。兩縣での治績により、嘉靖四十五年（一五六六）十二月の隆慶帝即位以前には雲南道監察御史として朝廷に在った。

この頃、王圻は經筵に隨從し、同時に權臣倖臣の罪を彈劾している。『類稿』卷一には監察御史として上奏した疏が収録されているが、その内容は人材の推薦、宦官や邊境に駐屯する軍人の不正の彈劾など多岐に渡っている。

侍御史になり、王圻は趙貞吉（一五〇八〜一五七六）に認められた。王圻の疏の多くは、趙が禮部左侍郎から南京禮部尙書兼文淵閣大學士となる隆慶初年（一五六七）から同三年（一五六九）にかけて書かれており、趙が内閣から離れる隆慶四年（一五七〇）に書かれた疏は二つのみである。侍御史としての行動の背景には、趙貞吉が少なからぬ役割を果たしたと思われる。

だが、王圻の行動は權臣達から恨まれることになった。張居正（一五二五〜一五八二）と趙貞吉の間が險惡となった時、張居正は王圻に趙貞吉を責めさせようとした。これに對し、王圻は趙を支持して譲らず、張に恨まれた。また隆慶の初め、同郷の徐階（一五〇三〜一五八三）と座師の高拱（一五一二〜

一五七八)が首輔の座を相争い徐が敗れると、王圻は高に對し徐への恨みを忘れるよう申し入れて恨まれた³⁶⁾。こうして、長蘆の鹽政を監督しに行くところを、高拱によって福建按察司僉事に轉出させられた。隆慶五年(一五七二)のことである。

福建にて、王圻は嘉靖末年より汀州で勢力のあつた盜賊數千人を平定している³⁷⁾。また、科擧を掌り多くの人材を得たという³⁸⁾。だが、高拱は嘗ての恨みから王圻の功績を認めず、邛州通判に貶謫した³⁹⁾。

邛州通判の命は急なものであつた。そして赴任してから數ヶ月で赦されて進賢知縣に任ぜられたが、母の喪に服すため赴任しなかつた⁴⁰⁾。

母の喪があけると曹縣知縣に任ぜられた。曹縣は嘉靖、隆慶年間に發生した黃河の決壊や徭役、賦税の負擔に困窮していたが、「平賦法」を施行することでこれを改めた⁴¹⁾。これらの治績は萬曆四年(一五七六)に申時行(一五三五〜一六一四)が記した「曹縣平賦碑記」と萬曆一八年(一五九〇)に孫繼阜(一五五〇〜一六一〇)が記した「曹侯王公德政碑」(どちらも『類稿』卷一六)に述べられている⁴²⁾。

そして開州知州に轉じた。一年ほどの在任中、先の曹縣と同じように税制改革を行い、また貧士を學舎で養つて、官衙

の廚房を賄つていた豚の屠殺税を學資として與えた。この中からは大官になる者が相繼いだという⁴³⁾。開州での治績は翰林院庶吉士で王圻に推擧されたという莊履豐が記した「開州知州上海王公生祠記」(『類稿』卷十六)に詳しく、上記の學舎とは王圻が再建した明道書院である⁴⁴⁾。

開州知州の後、萬曆七年(一五七九)頃には既に同知として青州に在つた。青州では知州が病を患つており、その代理を務めた。また、王圻が註を加えた『武經七書』は良家の子弟の教材として出版された⁴⁵⁾。さらに王圻は萬曆七年(一五七九)山東で行われた科擧の模範文の多くを撰し、この時の科擧は「京省第一」と稱贊されたという。『類稿』卷十一「明主内脩外治」(己卯科山東武擧程論)、卷十一「己卯科山東武擧程策」はこの時に撰したものである。

王圻は青州同知を四年務め、度々人材を推薦した。しかし、張居正は以前の恨みからこれに取り合わなかつた。ところが、張は先述した科擧の試録を見て試験官であつた錢岱(一五四一〜一六二二)が撰述したものと思ひ賞賛し、錢が王圻の撰述であると述べたことで王圻を拔擢せざるを得なくなつた。これにより王圻は湖廣按察司僉事に任ぜられ、武昌の守備に當つた⁴⁶⁾。萬曆九年(一五八一)頃のことである⁴⁷⁾。

按察司僉事としては盜賊の襲撃から武昌を守り平穩をもたらした⁴⁶。そして間もなく湖廣提督學政を命ぜられた。隆慶萬曆以來、湖廣の諸生は科擧のため一經を學ぶ以外、金錢や出世の事に奔走する者が多かったが、王圻は規律を嚴格にして風紀を改め、特に論策を學ばせてその學風を改めた⁴⁶。この時王圻に學び、拔擢された者の中からは多くの人材を輩出した⁴⁷。また湖廣でも科擧に携わり、萬曆十年（一五八二）に行われた武擧の「湖廣武擧鄉試錄後序」（『類稿』卷四）、「王者必股肱羽翼以成爲神（壬午科湖廣武擧程論）」（同卷十）、「壬午科湖廣武擧程策」（同卷十一）を撰している

ところで、王圻は楚の風紀を改めるのは困難であったと述べている⁴⁸。これは湖廣が張居正の出身地であり、この地の官吏を張の一黨が占めていたことが關係している⁴⁸。王圻は張の黨人ではなかったため彼らと相容れなかったが、父のことを思い職に留まった⁴⁹。そして萬曆十年（一五八二）、張居正が死去し湖廣にあつた張の一黨はすべて官を去つたが、その餘波は王圻にも及んだという⁵¹。

萬曆十三年（一五八五）、王圻は陝西布政司右參議に任ぜられたが赴かず、老齡を理由に致仕した。これは年老いた父の傍らにいたためでもあつた⁵²。

五十五歳で致仕した後は、郷里に隱棲して著述を主な楽しみとした⁵³。この時期、萬曆三十八年（一六一〇）には友人である錢漸菴の日新書院に赴いて講會に参加し、その顛末を「宗祀議」に記している⁵⁴。この他にも詩社にて詩酒に興じていた。『蒼城倡和集』（『類稿』卷十六）は王圻と二十五人の人士が唱和した詩を収めたもので、洪紫霞や何繩武、徐賓夫なる人々や王圻自身が詩社を主宰したとあり、「雲間志略」卷十八によると、王圻は林景暘や陸從平などと「詩酒の盟」を結んだという。

致仕してからおよそ三十年後の萬曆四十三年（一六一五）閏八月十四日に卒した。『類稿』卷十六「鄉賢公移」によると、没後は郷賢祠に祭られた。

三、事績と著述

以上の王圻の生涯からは、主に侍御史や地方官としての事績が見てとれる。特に侍御史としての行動と結果としての貶謫により、當時王圻は節義、硬骨の士と評された⁵⁵。だが、王圻の事跡の中で後々まで評されたのは致仕後に行われた著述活動である。

王圻の卒した當時からその著作は多いとされ、著述が王圻

の主要な事績と考えられた。^{②③}では、王圻の著述活動とは如何なるものであったのか。王圻の著作について「行實」には次のようにある。

所輯有『續文獻通考』二百八十九卷、『稗史彙編』二百二十卷、『兩浙齋志』二十四卷、『古今攷』二十卷、『洗冤錄』十卷。所註有『周禮』十六卷、『武經』十卷。所著有『青浦志』八卷、『海防志』八卷、『水利考』十六卷、『吳淞江議』一卷、『洪洲類稿』十六卷、『明農稿』四卷。『明農稿』與『水利考』未梓、餘皆行於世。

これらは恐らく代表的な著作を列挙したものである。『類稿』巻四く七の各書の序によれば、編纂校定したものに『禮記衷言』、『吾從錄』、『精選繩尺論』、『道統考』、『長生寶錄』、『古今詩話』、『黃帝内外景經』及び『五臟圖』や『三才圖會』が、自著として『彝好錄』、『家乘』が見える。その他『謚法通考』があり、また尺牘には小説等を編纂したことが記されている。^{②④}以上のうち『海防志』や『禮記衷言』は依頼や命令により、或いは學官や生員に編纂させたもので、王圻が編纂の全過程に携わったわけではない。^{②⑤}だが、これらを除いても、編纂書

が大部分を占めていることがわかる。陸應陽は王圻について「自壯至老編纂刪述、幾至充棟無一非博古綜今」（『類稿』序）と述べているが、編纂とその背景にある「博古綜今」という網羅的な態度がその著述活動の主要な特徴と言えるだろう。^{②⑥}

もう一つの特徴は、事績と直接関係する内容の書籍が見られることである。鹽政の監督を命ぜられたことと『兩浙齋志』殺人案の解決と検死の書である『洗冤集覽』、盜賊の平定と兵書の『武經』は、明らかにその事績と密接な関係がある。『雲間海防志』や『水利考』、『濬吳淞江議』に關わる海防や治水、水利は王圻の事績中には見えないが、「怡朴府君行狀」によれば上海は倭寇の襲撃や洪水に見舞われたことが知られ、これらの問題は王圻も關心を持っていたようである。^{②⑦}以上は現實の問題に即應する、という意味で「實用的」な書籍と言えるだろう。^{②⑧}

では、王圻は何を目的として著述や編纂に傾注したのであるか。實用的な書籍の目的は明らかである。他の書籍も當然關係する分野へ裨益することや營利など様々な目的があることだろう。だが、今ここで王圻の事績を通覽してみると、目的のすべてではないとしても、その背景に士人の頽廢と教育に對する重視が窺える。

王圻は、萬曆以來科擧に精通する士人が重んじられること、奇や博學を銜う者が難解で無用な文章をつくること等、學問の頹廢に對する危懼を度々述べている。⁽⁶⁴⁾ また、先に見てきた通り、王圻は地方官として科擧に携わり、書院の復興や生員への援助を行っていたが、提督學政として湖廣で目の當たりにした生員の頹廢はその後の著述に影響を與えたようである。⁽⁶⁵⁾ 以上に王圻の事績と著述の關係について、簡略ながらその一端を述べたてきた。今一つ王圻の著書に對する後世の評價に言及しておく。

『四庫全書總目』や朱彝尊（一六二九〜一七〇九）は、王圻の著述に對する姿勢は評價するが、その編纂形式や方法については評價していない。⁽⁶⁶⁾ だが王圻の後、方以智（一六一一〜一六七二）は編纂者の例として王圻を取り上げ、⁽⁶⁷⁾ また王圻の代表的著作である『續文獻通考』は『清朝文獻通考』が編纂されるまでは廣く用いられたという。⁽⁶⁸⁾ 著述者としての王圻とその著書は、少なくとも明末清初において一定の影響力を持つた存在だったと言えるだろう。

四、おわりに

紙幅に限りがあるため、本稿では主に王圻の生涯と著述に

ついて述べてきた。だが、これだけでもあまり注意されることのなかった王圻という人物の輪郭を、多少なりとも明らかにすることができたのではないかと思う。

最後に付け加えておくと、王圻の友人林景暘の子である林有麟は現存する觀賞石の插圖本として最も早い『素園石譜』を編纂した。林は『稗史彙編』の校刊者でもあるが、ともかく王圻に近い人物が『三才圖會』のような插圖本を編纂しているのは興味深いことである。また、明代の、特に嘉靖から萬曆、天啓にかけては版畫が最も盛んになった時期と言われており、⁽⁶⁹⁾ 同時に王圻の出身地である上海は松江派の中心地として文人畫の盛んな地域であった。松江派に屬する陳繼儒や張學曾は、いずれも王圻と交流のあつた人物である。⁽⁷⁰⁾

嘉靖から萬曆という明代文化が成熟を迎える時代を生きた王圻の生涯と活動、そして代表的著作である『三才圖會』について、以上のような上海の文化的環境を含めて今後より詳細に検討してゆくことで、明代文化の一端を明らかにできればと思う。

注

(一) 『四庫全書總目』卷一三六『圖書編』の「明人圖譜之學、惟

此編與王圻三才圖會號爲巨帙」による。但し「圖譜之學」という語は『三才圖會』の陳繼儒序に見られる。だがこれも彼の創見ではなく、鄭樵『通志』の「圖譜略」に見える各論を受け継いだものであろう。一方、王圻は「三才圖會引」で「圖史之學」という語を用いており、この語は「類稿」の中にも幾つか見られる。いずれにしろ、このような圖に對する認識の問題は今後検討されるべき問題であらう。

(2) 『四庫總目提要』は王圻の著作に對し、その體例や典據を示さないなどの問題を度々指摘している。例えば『圖書編』の項では『三才圖會』について「門目瑣屑、排纂冗雜、下至奕棋牙牌之類無所不收」と、その通俗性を低く評價し、『稗史彙編』については「所載引用書目凡八百八種：圻雖博洽、何由得見全帙。又卷首雖列書名、卷中乃皆不註處。是直割列說部諸編、苟盈卷帙耳」と述べている。

(3) 『王侍御類稿』は『四庫全書存目叢書』集部第四百十冊に縮刷影印本があるが、不鮮明な箇所が多い。そこで本稿は國會圖書館所藏のマイクロフィルム（請求記號（八九九）六三五―一九〇）及び（九〇〇）一―三〇四）を用いた。兩書はいずれも舊北平圖書館所藏（現在は臺灣國家圖書館所藏、善本書庫二、請求記號四〇二、六、一二四三二）の「萬曆四十八年王思義刻本」によったものである。

(4) 嘉慶『松江府志』の王圻傳には「郭志文苑」とあり、郭廷弼の康熙『松江府志』に基づいたものである。故に康熙『松江府志』にも王圻の傳があるはずだが、筆者は未見である。

(5) 王圻の家系は「家乘序」（『類稿』卷五）に述べられており、原文は「余家自嘉定遷上海、蓋九世矣。始祖士衡公之父姓陳、以資稱雄嘉定。嘉定在勝國時尚爲州、故邑人呼爲半州公、言其產居州之半也。高皇帝定鼎金陵、籍富民以實雲貴而半州名在籍中。全家遠徙、獨士衡以幼子抱養於母族王仲華氏。得免於行、遂從王姓而占籍於上海邑西之三十保：始祖生高祖孟璇府君、家漸充拓、人咸稱其有半州風。孟璇生曾祖守忠府君、則又個儻好脩信義、表於鄉邑、然孟璇之業稍衰矣。守忠生祖石泉府君、業儒不就、則以勤苦恢復舊業、且又以詩書課子若孫。而余得面受祖訓、既兼怡朴府君朝夕督課、始克從科第起家」である。この「孟璇府君」については『類稿』の「怡朴府君行狀」や王圻の「行狀」「行實」はいずれも「孟全公」とし、「墓誌銘」は諱を「璇」とするので、本論ではこちらによる。

(6) 「怡朴府君行狀」に「幼從經師授詩、輒通大義。尋坐家累奪業：壯歲挾策遊京師、郡守述齋何公、邑令八峰張公召與語、大加盼遇、辟就郡醫學正科、非府君志也」とある。

(7) 疫病の事は「歲乙巳、境內大疫、轡車相望于市。府君捐金調劑以施單民、所全活甚衆」、倭寇の事は「庚戌倭奴入掠、所過燔炳殆盡、府君竊計之曰、賊所欲者貨財耳：酒簿置衣服布絹諸物於中堂、而列米薪牲酒於廚：翌日寇至、果大滿其欲不燬一椽而去」、海瑞の事は「先是縉紳家多美田宅、巡撫海忠介公有意督過之、聽小民相告計衣冠之俗、無一不受慘禍者、府君以產薄獨免」とある。

(8) 王圻の姉妹については「怡朴府君行狀」、『類稿』卷十三の

- 「祭六妹文」や「祭三妹王孺人文」に見える。
- (9) 『三男思孝』について『類稿』卷十三「祭男思孝文」には「萬曆四十二年七月八日：汝今年五十有六」とある。また長男思忠について『類稿』卷十一「答南昌喻縣尹」には「大兒以母憂歸里偶患足疾、恐終不免爲廢人」とある。
- (10) 『類稿』卷七「三才圖會引」には「季兒思義頗亦棲心往牒廣加蒐輯、圖益大備」とある。
- (11) 郷試に落第したことは『三才圖會』周孔教序に、多病だったことは『香雪林集』王思義自序による。
- (12) 上海圖書館藏「王思義校正本」(上海古籍出版社影印による)に熊劍化の序は見えず、後に出版された「潭濱黃曉峰重校本」(成文出版社影印による)には見える。
- (13) 『三才圖會』顧秉謙序には「昔先封公應侍御洪洲先生之聘、授其伯子鴻臚君允敬、暨仲子太學君允明、經余不肖亦挾一編侍先封公於帳中、與允明同硯席」とある。允明は王思義の字である。
- (14) 嘉慶『松江府志』卷五十三には「上海諸翟」とある。
- (15) 「怡朴君行狀」には「初府君教不肖折嚴甚」とある。
- (16) 「墓誌銘」による。
- (17) 「行實」に「姚文學墨池公、亦公所事師之子、老嘗歸公」とある。
- (18) 『類稿』卷六「壽大參伯復吾侯公八哀序」には「余不佞少以雕蟲之技受彈射於先生」とある。侯堯封、號は復吾、上海の人で隆慶五年の進士。『雲間人物』卷四などに傳が見える。王圻
- 王圻傳略述(原田)
- の孫がその末子侯孔鶴に嫁いでいる。
- (19) 「行實」には「貳守潘公天泉嘗延爲經師、尊禮甚」とある。
- (20) 「墓誌銘」による。
- (21) 『雲間志略』卷一八には「甲子歲、楚中耿恭定公爲督學使、亦賞識公文褒然舉首、而公卽以是年舉于鄉」とある。
- (22) 赴任の時期は『類稿』卷四「精選繩尺論序」に「丙寅」とある。
- (23) 「行實」には「釋褐清江令、未幾而有度田之事。公循行阡陌間、摘其一、從輿中屈指計之、盈縮立見。人咸謂公指掌中有勾股法、毫髮不敢欺：先是清江與臨邑有虞芮之爭、歷年未決。公以幅員計之、卒歸侵田、民以用德以能理」とある。
- (24) 「行實」は萬安での事を「公在萬安、有囚殺人投尸垣外、久訊不承。血染一矮几、公指几謂囚非若手創、几血何爲哉。囚謂小人故居屠者、此屠血所染耳。公度不能困以辭、且繫囚於獄。置几中庭、暇則熟察之、一日令隸覆几則兩手指宛然相抱、公即呼囚訊曰、若雖屠、然安得兩手指血及几腹、若投尸垣外抱是几藉足耳。囚則叩首承。微賈嘗被竊不賈。所獲盜乃一婦人與孺子。訊亦不承曰、一婦人與三尺之童能祛篋乎。公心是之、因令尉大索其家、家徒四壁無所得、令再索從篋下積土中獲小銅權、微賈謂此吾家物也。因呼婦訊之、立承：其俗都役婦人市中凡有井泉處、往往借行汲以爲東門之會。公曰、男女別塗之謂何、下令嚴禁。不踰時而俗改。大司空鎮山朱公指爲循良第一、事比於西門豹之投巫」と記す。
- (25) 「行實」には「公居臺屬穆皇御極」とあり、隆慶帝の即位以

前には侍御史であつたと思われる。

- (26) 『類稿』卷一には王圻が記した疏として「薦舉邊材疏」(隆慶二年)、「論中官孟冲罪狀疏」(請復召問午朝舊典疏)「劾總兵官馬芳疏」(脩政弭災疏)「劾中官鞏昶疏」(覆編商人事宜疏)「劾欺蔽邊臣疏」(請宥言官公疏)「留楊太宰疏」(以上隆慶三年)、「請止廠衛暗訪公疏」(隆慶三年から四年頃)、「請釋羈臣疏」(隆慶四年)、「擬馬政疏(院試實授)」、「先上分營議」(後上分營議)(以上時期不明)が見える。
- (27) 「行實」には「時內江(趙貞吉)相公以揆臣掌院、見公疏、揚言于衆曰、臺中有王御史方成衙門。其見重如此」とある。
- (28) 趙貞吉については『明史』卷一九三趙貞吉傳による。
- (29) 『類稿』卷十「復朱鎮山尙書」には「己巳疏劾馬芳、大爲時宰所忌」とある。
- (30) この経過について「行實」には「會江陵與內江交惡、令人風公攻之、公謂內江當世賢者、攻之何名、吾不能殺人媚人。江陵由此志公。新鄭繼相、素與華亭相公有卻、公以華亭爲鄉先達、而新鄭又爲乙丑南宮座師、上書願廣德意棄前惡、新鄭陽浮嘉之而心實恨公、謂公私其鄉人二憾側目、公遂一日不能立朝矣」とある。また、王圻が高拱に述べた内容は『類稿』卷十「上座師高中玄相公」に見える。
- (31) 「行實」には「所轄汀州之連城縣有朗村、賊張文欽、陳文岱等聚眾數千焚劫鄉里、先自嘉靖四十年集兵勦捕、費踰萬而不獲一人。因以招安羈縻之、養成賊勢愈擾害地方矣。公至先招撫流移、賑濟單弱、後乃多設方略、分兵四襲、一戰而殲其渠魁、俘斬百計、既安集無辜。所生獲賊黨有千餘人、法皆應殺。公念赤子無知、偶淪反側、宜有以生全之、下令軍中各去一指、旋解縛散之田間、卒得再生爲良民而數年之積寇始平」とある。
- (32) 「墓誌銘」には「公僉闈時、屬值秋比直指使使數輩趣公典闈事：所得知名士特多」とある。また『類稿』卷十には「聖人一天人贊化育之道(萬曆庚午福建程論)」があり、福建にて書かれたものであろう。但し萬曆年間に「庚午」は無く、何かの誤りか。
- (33) 「墓誌銘」には「積寇盡平、法當得優敘、新鄭以故憾格不錄、久之僅有白金之賞」とある。
- (34) 「行實」に「再用特旨考臺省官、以御史故秩謫判邛州」とある。
- (35) 「怡朴府君行狀」には「亟令束裝上道、居邛數月、量移進賢而太宜人訃至矣」とある。
- (36) 『類稿』卷十六「曹縣平賦碑記」には「：乃度一縣之地與百役之需、量出制入、凡徵令咸視其丁畝、凡賦與役皆入銀于官、以其羨當轉輸之費、凡雜徭應募者授直焉。計邑中之地與丁若干、徵銀若干、命之曰平賦法」とある。
- (37) 「曹侯王公德政碑」は當時の曹縣について「：自嘉隆間、河數決決、卽無所不潰壞、化田里爲沮洳。而又前是征斂無法、一切役民力無休已」と記している。
- (38) 開州での事績は「行實」に「公之刺開、開賦素無度、應輸一緡者常輸二緡。開人苦之、公爲條鞭法、所減緡錢萬、歡呼載道：開土有貧而不給於膏火者、公養於學舍。故事、屠家日屠一豕

王圻傳略述（原田）

- 輸錢六文、歲可得數百緡、例以給守衙廚之費。公悉推佐貧士讀。至相繼起家大官、人咸德之」とある。
- (39) 莊履豐は「開州知州上海王公生祠記」の中で「不佞、公所薦士也」という。
- (40) 「開州知州上海王公生祠記」には「居一年、所既新州庠就祀者、庠故有三賢祠居大成殿側、非制也。復賣地改拓之、爲明道書院：諸學官弟子員居有廡、執有業、而貧不能自給者、食有饌、肆有書、興起彬彬茂也」とある。王圻の「重修明道書院碑記」（『類稿』卷八）には明道書院再建の經過について「開之有明道書院、以祠宋大儒程純公也：州守龍君大有始毀淫祠册書院、肖公像而專祀之。此祠之由始距今三十年、傾圮殆盡：某假守浹月過而有感：遂括公帑遺緡、佐以俸秩：不十旬而工以成」とある。
- (41) 「墓誌銘」には「其在青也、嘗以所註武經七書上中丞、直指臺、兩臺善之、命卽部勒郡內良家子教以兵法、一時材官騎士、人人知兵矣」とある。
- (42) 「行實」には「己卯、公復興山東闡、所得知名士如閻。試錄成、程義多出公手。讀者歎服、推爲是科京省第一」とある。
- (43) この間の経過を「行實」は「佐青四年、循良易奕、數騰薦劾選人以公名上。時江陵秉鈞、屢寢不報、則猶以前嫌。後閱山東錄輯善、以爲錢侍御秀峯公撰造也。他日見而亟賞之、錢謝不敢掠人美、實前御史今二青州王某筆也。江陵不覺心折、又公之清風亮節所在翕然。江陵不能終異公論、久之擢僉楚臬備兵武昌」と記す。
- (44) 『類稿』の「吳國倫序」（萬曆十三年）に「如是今公居楚且四年」とあるのによる。
- (45) 「行實」には「備兵武昌境、故多潮寇枹鼓時起。至則干振動飭、一路晏然、公武略也」とある。
- (46) この時王圻が定めた規律は「示諭全楚諸生條約」（『類稿』卷十一）に記されている。
- (47) 以上の湖廣における事績について、「行實」には「楚土工奔競、又善作奸、眞材反不多售。公一切禁止：隆萬以來、士鮮閱覽、自一經而外、目不窺隻字：每考校、先之以論或策表。不踰年、士皆含今茹古、雖楚有材、公實啟之矣。至今儲相玉堂及稱名給諫名御史循良吏者、彙征而起、皆公所識拔士也」とある。
- (48) 『類稿』卷十一「答林震翁年丈」には「楚中學政最難整頓、先是膺此任者率皆磊磊拳拳之士、且多不能自免」とある。
- (49) 「行實」には「當時江陵私厚桑梓、大都以黨人官于其鄉」とある。
- (50) 「行實」には「公獨以素相氷炭者、連得之殊、弗色喜、且慮薰猶相雜。意欲謝去、顧念奉政公、僅微一命所爲顯揚者未至、因勉就職」とある。
- (51) 「行實」には「乃江陵敗、宦楚者俱去官、而公亦不免餘波之及矣」とあり、續けて「厥後、海內亦無不知公冤者」と記す。王圻は張居正の一黨と見なされたのであろう。
- (52) 「墓誌銘」には「乙酉有分陝之命：自以馬宜人卒不及視含殮、爲懷念奉政公老、遂謝分陝歸」とある。
- (53) 致仕後の王圻の著述について「行實」に「公生平無他嗜好、

惟抱一編以此終。公身喜著述」とある。また王圻自身も尺牘の中で「不肖圻度八十有五、他無足道、尙能不篝燈搜閱殘編」

『類稿』卷十「與何崑柱」等と度々述べている。

(54) 『類稿』卷九「宗祀議」には「庚戌孟冬四日、余同倪公方覺：聽講于漸菴錢先生之日新書院：余因舉孝經郊祀章疑義以問」とある。なお王圻は「日新書院碑記」(『類稿』卷八)を記している。

(55) 唱和したのは、沈文系、倪甫英、何三畏、王明時、唐良智、唐繼冲、唐良智、張希曾、李廷對、孫自脩、何爾復、唐國士、唐陳彝、陸應陽、唐汝詢、陸從平、潘元和、陸萬言、馮大受、張以誠、徐三重、張蕈、錢龍錫、張翼軫、吳爾成の二十五人である。

(56) 『類稿』には郭正域(一五五四～一六一二)と吳國倫(一五二四～一五九三)、陸應陽が序を寄せている。吳序には「予心壯之屬、抱牒海濱、不及遽見諸章疏、已得之則凜然骨鯁之風即正色立朝：知公直言敢諫陳古諷今非、獨以氣節勝而得之博學明辨者深也」とある。郭序も同様に王圻を「大節凜凜、在人耳目」と評している。

(57) 「行狀」には「公撰注纂輯、『周禮』、『武經』：凡七百卷、富矣」とあり、著作の多さを述べている。

(58) 『雲間志略』には「公于作述爲宗」と、『明史』卷一七四文苑傳には「以著書爲事、年踰耄耋、猶篝燈帳中、丙夜不輟」とある。王圻の「作述」や「著書」は本文にて後に述べるように編纂書や實用書が主となっている。この一方で、文學作品として

の詩文について、『四庫全書總目』には「其於詩文、殆以餘事視之。故寥寥如此」と、陳田『明詩紀事』己籤卷十五には

「陳」田按、元翰究心著述：詩非所長」とあり、その評價は低い。『四庫全書總目』の評價が萬曆四十七年(一六一九)に編纂された『王侍御類稿』十六卷より以前、萬曆十三年(一五八五)湖廣で編纂された『洪洲類稿』四卷(詩は二卷)

による誤りであることは向燕南「四庫全書總目・洪洲類稿」提要辨誤(北京師範大學學報・社會科學版二〇〇四第一期、一九頁)で指摘されている。しかし、『明詩紀事』の方は十六卷本を挙げた上でのものであり、總じて詩文は王圻の主要な事績とは見なされなかったといえるだろう。

(59) 『類稿』卷十「又與許繩齋公祖」には「無聊菟集古今小說家數種、刪其蕪穢、哀成簡冊」、「又與徐撫臺」には「所刻小書四種」とある。

(60) 『類稿』卷十「與臧公祖」には「近日、承朱少府命纂輯淞江海防志四冊」と、卷四「禮記哀言序」に「李冲溼公往欲哀集群言發明宗旨：余因選取學官博士弟子員分卷編緝、參互考訂」とある。

(61) 王圻の網羅的な姿勢については他にも『類稿』吳國倫序に「夫章疏無容贊矣。即文成一家、詩具三體：皆足以摠倫物而抒性情、蓋所謂博古而不整於今、綜今而不倍於古也」と見える。また「行實」には「公少務實學、凡性理大全、紫陽綱目、諸子百家、經生學士白首所未嘗窺者、公皆淹貫」と、王圻が若い時から學問に對して網羅的であったことを述べている。

- (62) 倭寇については注釋(七)を参照。また『類稿』卷十「又徐撫臺」には「不肖圻負痾伏枕、不能詣候臺端。時領誨飭、方切棟企、邇接邸報見兵曹題請禦倭二疏。雖事在浙省、而蘇松兩郡海防較之浙中猶爲切近。往歲壬子癸丑之變、可鏡也。今天運既已一週、倭奴情形復又先露、此正思患之秋。」と倭寇について述べている。洪水については注釋(四十二)のほか、『類稿』卷四「大東輿誦序」に「余年在再八句中遭大侵凡五」とある。
- (63) 特に『洗冤錄』については『類稿』卷四『洗冤集覽序』の中で「余筮仕一十六載：然皆有刑章之寄焉：每遇量移、輒納諸行笥、與圖史俱用、作參聽之龜鑑、守官司者訊寃有賴焉、修正出版」とその實用性を述べている。
- (64) 頽廢に對する危惧は、『類稿』中に幾つか確認できる。一例を挙げると卷四「吾從錄序」には「萬曆以來、士子稍厭庸弱、銳意規復先秦兩漢體裁、又一變矣。侵淫日久、馳奇者或流於軋茁、誇博者或涉於駢枝」、卷五「蔡林二先生四書粹意序」には「今之治博士家言者類探浮華、棄本實、其討論書義時、朱傳率置不問、它如諸家、語益質實焉」、卷八「日新書院碑記」には「沿襲既久、詞章之學日炎月熾、以攻帖括者爲通儒、以譚性命者爲迂流。書院鞠爲茂草、有識疚心」等とある。
- (65) 湖廣での事は『類稿』四「吾從錄序」に「余嘗視學楚中、欲稍挽頽風而未能也」とあるほか、卷四「四書指南序」には「余因念昔視學楚中、見諸士所爲文脫然自詭於功令而恣憑其胸臆、乃粹蔡虛齋林次崖二先生四書粹意、頒之庠序、爲後學楷模」と見える。
- 王圻傳略述(原田)
- (66) 『四庫全書總目』の『洪洲類稿』の項には「雖龐雜割裂、利鈍互陳、其採輯編排、用力亦云勤篤」と、朱彝尊『靜志居詩話』卷十三には「雖舛漏尙多、體例未當要、亦留心有用之學者」とある。
- (67) 方以智『通雅』卷三には「智每歎藏書難、讀書難、編論尤難：王洪洲自云、補通考之漏而自漏不免」と、卷二十一には「洪洲全搜依然有漏」とある。同部分では明代の代表的な編纂者としては王圻のみに言及する。
- (68) 『四庫全書總目』の『續文獻通考』の項には「自明以來、馬氏書止於宋嘉定中。嘉定後事蹟典故未有彙爲一編者、故多存圻書以備檢閱」とある。
- (69) 周慧心『中國古版畫通史』(學苑出版社 二〇〇〇)の一〇七頁及び一二八頁を参照。
- (70) 周積寅『吳派繪畫研究』(江蘇美術出版社 一九九一)五十七、六十六頁を参照。